

# 札幌社保協 FAXニュース

2014年 4月 2日 (火)  
社保協事務局 発行  
TEL823-0867 Fax821-3701  
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期  
高齢者110番は  
4月24日(木)です

## 年金下げられ、増税下は暮らしていけない！ 途切れない署名コーナー、切実な市民の声

消費税増税を翌日に控えた3/31、年金者組合札幌支部協と札幌社保協の共催で、「STOP!消費税増税、年金・生活保護引き下げ、社会保障改悪 宣伝行動」が地下歩行空間で取り込まれました。

年金者組合、札幌4民商、札幌社保協・道社保協、道民医連等から80人余が参加して6時間に渡り訴え、年金署名が901筆、消費税増税反対が約600筆、医療介護改悪反対が約400筆と、2000筆近くの署名が寄せられました。

年配の方々が口々に「年金は下がるのに消費税は上がって大変だ」と署名に応じ、「ぜひこのことを国会議員に言ってもらいたい、国会までデモもしたい」等と話す若い女性もいました。

年金者組合では4/19(土)10時~16時、チカホ北交差点広場で同様の署名行動を予定しています。



## 白石区社保協

## 市民・事業者に広く呼びかけ 介護保険改悪反対の学習会



3/22午後、白石区社保協は学習会「これでいいのか? 介護保険」を白石区民センターホールで開き、利用者・家族、社保協加入団体、介護保険事業者など75人が参加しました。

木幡秀男勤医協ふしこ在宅センター長が、介護保険改悪の動向、ねらいを講演。医療改悪とセットになった改悪であり、国は責任放棄で「孤独死を覚悟で在宅生活」を求めている、要支援者はサービスがいらぬ軽度者でない、年収280万は「高額所得者」とはいえないなどを強調しました。

発言・交流では、「7時間の講習を受けて認定調査員になっている。公平な調査になっているか疑問。必要な人に必要なサービスを受けられる介護保険になってほしい」「ヘルパーを利用して食事や掃除の手伝いをお願いしているが、保険から外されると少ない年金

で心配」「デイの事業所に勤めているが、要支援2と要介護1では身体機能にそれほど差はないと思う。保険外しの利用者への影響が心配」など、改悪の影響や不安などの意見が次々と出されました。

### 後期高齢者医療制度

保険料などの説明会 (札幌市)

4月15日 (火)

10時~12時

市役所12階会議室

一応、コールセンターへの申し込みが必要です。コールセンター電話: 222-4894

### 4.15年金支給日宣伝

4月15日 (火)

12:00~12:30 宣伝

12:30~13:00 昼デモ

大通西3丁目

リレートークと消費税・年金・生活保護などの宣伝を行います。

生活保護基準連続引き下げ・「改悪」生活保護法とどうたたかうか

### 緊急 学習決起集会

4月12日 (土)

13:30~16:00

東区民センター3階視聴覚室  
(地下鉄東豊線東区役所下車)

# 私のように困っている人のために 国保一部負担金減免を審査請求で勝ち取る

手稲区の女性が入院した際に、市の国保一部負担（窓口払い）減免を基準に基づいて申請したにもかかわらず、市の要綱にもない理由で認められませんでした。本人を勤医協西区病院相談室・道生連が支援して、道の国保審査会に不服審査請求を行い、今年1月に主張が認められました。道内では初の経験であり、北海道新聞でも大きく取り上げられました。支援してきた勤医協西区病院相談員（当時、現在は菊水在宅センター）の田村優実さんに、経過報告を書いていただきました。

## 【国保一部負担金減免】

災害等や収入が激減した場合などに、医療機関へ窓口3割負担を払うのが困難な時、3～6カ月程度支払を減額・免除してもらえる国民健康保険法44条の制度。札幌では基準が低いこと、手続きなどの手間がかかるため、余り利用されていないのが実態です。

なお、札幌市は道生連・札幌社保協の改善要求に対し、2013年12月に要綱・マニュアルの改訂を行い、収入と所得の部分は直しましたが、それ以外では保険料滞納があれば一部負担減免を認めないなど、以前よりも内容が悪くなっています。



田村 優実さん

Aさん（60代女性）は夫と二人暮らし、糖尿病の合併症で勤医協西区病院へ入院しました。前年の所得は課税世帯となっていたのですが、入院した時の世帯収入は生活保護準比70%でした。収入では2012年収入が前年比で35%減でした。区役所に一部負担減免を申請すると「所得換算では2012年、11年ともにゼロになる、ゼロからゼロになれば減免とはならない」と言われました。私たちは「要綱に収入と書いてある、所得換算されるのはおかしい」と交渉しましたが、却下通知が届きました。

市民に公開されている要綱では「減免期間の収入平均額が前年平均実収月額と比較して20%以上減少する見込みであるとき」とあるにも関わらず、所得換算での判定でした。実収入というのは「税込みの収入」であり、市の説明が間違っていることは明らかでした。要綱とマニュアルに差異があること自体が問題だということで、「北海道生活と健康を守る会」（以下「道生連」）の協力のもと、本人と一緒に2013年3月29日に不服審査請求をしました。私はソーシャルワーカー人生で行政と沢山の交渉をしてきましたが、不服審査請求の支援は初めてでした。代理人は私と西区病院医療福祉課長、道生連会長と副会長の4名としました。道庁内にある北海道国民健康保険審査会へ審査請求書を提出しました。

2013年5月15日付で区役所作成の20ページもの「弁明書」が送られてきました。一語一句を見逃すまいと必死で読みました。「どのように効果的に審査人に訴えられるか」を追求し、根拠を簡潔に書くと同時に、Aさんから聞いた節約している苦しい生活、いよいよ辛くなって西区病院に来てくれた時の心身の辛さ等を「反論書」にまとめ6月14日送付しました。7月10日付で再弁明書が届きましたが、初回と同じような内容を見て「間違っているから弁明ができないくらい追い詰められている」と確信しました。9月4日満を持して再反論書を送付しました。その後、連絡が全くなく審査会へ問い合わせると「区役所からの再々弁明書が長期に渡って遅れている」と聞き、「弁明の余地がないのだろう」と思いました。

2014年1月29日付の裁決書が2月24日に私のもとへ届きました。そこには、「（市が「却下」とした）決定を取消す」とありました。一番に思ったのは、Aさんが1年前私に言ってくれた「私のように困っている人のためになるならば」という言葉でした。間もなく区役所から減免申請認定通知書が届きました。約10万5千円の入院・外来費用の免除がさかのぼって決定されました。

勤医協の無料低額診療制度の適応になる患者さんの中には、一部負担金減免制度を活用できる人たちがいます。しかし、審査請求は手間がかかり本人の負担も少なからずあります。「なぜこんなに苦しいのに、税金も保険料も払ってきたのに救われないのか」という患者さんの思いに寄り添い、「共にたたかきましょう」と言える支援者が求められていると思います。今回の勝利は、患者さんと地域と西区病院が一体になったからこそ成果であると確信しています。札幌市の国保行政に対し、一部負担金制度の改善にとどまらず、保険料の引き下げ、異常な取り立て、財産差し押さえ等の問題を改善するように引き続きがんばりたいと考えています。

## 【問題だったポイント】

- ・市民に情報公開されている要綱では、「減免期間の収入平均額が前年平均実収月額と比較して20%以上減少する見込みであるとき」とあるにも関わらず、所得換算で判定している。
- ・よって、最も制度に結びつくべき低所得者が対象になりにくい
- ・実収入は、「税込みの収入」であり、処理が間違っている
- ・要綱とマニュアルに差異があること自体が問題

札幌社保協  
FAXニュース  
2面  
2014年  
4月2日号